

模倣品・海賊版対策加速化パッケージ（案）のポイント

1．知的財産権の海外における侵害状況調査

我が国企業の知的財産権に対する海外における侵害について、我が国事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ
2 国間協議等を行う制度の整備

2．日本政府による海外市場対策

在外公館等の機能強化、侵害発生国の能力構築支援、当局間の連携強化

3．二国間協議による海外市場対策

日欧、日米の連携強化

4．多国間協議による海外市場対策

模倣品・海賊版の拡散防止、首脳・閣僚レベルでの議論の推進

5．模倣品・海賊版対策関連法案の推進

関税定率法、不正競争防止法等の見直し

模倣品・海賊版対策加速化パッケージ（案）

2004年12月16日

知的財産戦略本部決定

「知的財産立国」の実現を目指す我が国にとって、模倣品・海賊版問題は緊急に解決すべき課題となっている。このため、本年5月27日、知的財産戦略本部は、模倣品・海賊版対策を重点の一つとして知的財産推進計画2004を取りまとめたが、その後も、模倣品・海賊版対策への取組みの重要性は、国内外で一層増大している。

国際的な動向を見ると、本年6月のG8サミット、本年10月のASEM、本年11月のAPEC及びASEAN+3などの国際会議では、いずれも、首脳会合において知的財産権の保護の必要性が強調された。また、米国、EUでは、本年10月、11月に相次いで模倣品・海賊版対策の強化を閣僚レベルで決定し、公表している。

他方、アジア地域を中心に、模倣品・海賊版問題は益々深刻化しており、我が国企業を巡る係争も頻発している。この結果、模倣品・海賊版対策の一層の強化を求める産業界の声が一段と高まっている。

このような国内外の状況や模倣品・海賊版対策の緊急性を踏まえ、我が国としても、2005年度の計画の策定を待つのではなく、模倣品・海賊版対策の実施を加速化し、国内外に政府としての断固たる姿勢を示していく必要がある。

とりわけ、国際的な取組みが活発になっている昨今、我が国においても海外市場対策が特に重要である。このため、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画を以下のとおり定める。

１．知的財産権の海外における侵害状況調査制度の整備

我が国企業の知的財産権に対する海外における侵害について、我が国事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ２国間協議等を行う制度を整備する。関係省庁は、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において定める具体的な手続きに従い、２００５年３月を目途に関係省庁が連携して必要な体制を整備し、同年４月から実施する。（外務省、経済産業省、関係省庁）

２．日本政府による海外市場対策

（１）在外公館等の機能強化

２００４年度中に全在外公館において知的財産権侵害対策マニュアルを備えるとともに、知的財産担当官を明確にし、大使、総領事等を先頭に全館が一体として迅速に、模倣品・海賊版問題への対応を行う。また、企業への支援に当たっては、企業が利用しやすいよう配慮する。（外務省）

２００４年８月に設置した「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の利用促進を図るとともにＪＥＴＲＯにおいても相談機能を充実し、各国・地域において在外公館との連携を強化する。（経済産業省、関係省庁）

（２）侵害発生国の能力構築支援

侵害発生国との協力関係の下で、自国による模倣品・海賊版対策を促していくため、２００５年３月を目途に侵害発生国に対する能力構築支援に関する戦略を策定する。

(文部科学省、経済産業省、関係省庁)

国別援助計画等の O D A 政策の策定・改正に当たっては、被援助国の開発ニーズを十分に踏まえ、必要に応じ、知的財産権に関する事項を盛り込む。(外務省)

アジア地域における一般国民や企業の知的財産に対する意識の向上を図るための啓発活動を促進する。(文部科学省、経済産業省、関係省庁)

(3) 当局間の連携強化

中国との間で進めている税関相互支援協定の締結に向けての最終作業を加速するとともに、E U との協定についても、早期合意に向けての協議を促進する。(財務省)

2 0 0 4 年度において日中及び日韓における警察当局間の知的財産侵害事犯に関する情報交換等の連携を強化する。(警察庁)

アジアにおける海賊版対策を推進するため、中国国家版權局や韓国文化観光部と文化庁との連携を強化する。(文部科学省)

日中韓首脳会合 (2 0 0 4 年 1 1 月) における合意を踏まえ、日中韓の特許庁間での連携強化を一層推進する。(経済産業省)

3 . 二国間協議による海外市場対策

(1) 日欧の連携強化

「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・E U 共同イニシアティブ」(2 0 0 4 年 6 月) に基づく日欧の連携を強

化する。(外務省、関係省庁)

(2) 日米の連携強化

アジアにおける知的財産権のエンフォースメントに関する日米情報交換会合の開催(2004年11月)や、「日米規制改革イニシアティブ・情報技術(IT)作業部会」の枠組みなどを通じ、日米の連携を強化する。(外務省、文部科学省、経済産業省、関係省庁)

4. 多国間協議による海外市場対策

(1) 模倣品・海賊版の拡散防止

模倣品や海賊版が世界に拡散している状況に鑑み、模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言の提唱などの拡散防止に必要な具体的方策について、国際的な議論を含め、検討を推進する。(外務省、経済産業省、関係省庁)

(2) 首脳・閣僚レベルでの議論の推進

G8サミット、APEC、ASEM、WTO、WIPO等の通商問題や知的財産問題を扱う国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳をはじめハイレベルで取り上げられるよう、準備や働きかけを行う。(外務省、文部科学省、経済産業省、関係省庁)

(3) APEC

APEC首脳宣言及び閣僚共同声明(2004年11月)を踏まえ、APEC知的財産権に関する包括戦略、IPRサービスセンターの設置促進、IPR政策進捗マッピングの策定の取組みを推進する。(外務省、経済産業省、関係省庁)

５．模倣品・海賊版対策関連法案の推進

２００５年通常国会への関連法案の提出を目指し、模倣品・海賊版対策に関連する関税定率法、不正競争防止法等の法律の見直しを進める。

知的財産権の海外における侵害状況調査制度について

平成 16 年 12 月 16 日
模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定

．申立に基づく調査

海外における我が国企業の知的財産権侵害による被害の重要性に鑑み、事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえて2国間協議等を行うため、基本的な事項を次のように定める。

1．申立に基づく調査**(1) 調査申立**

日本国内で事業活動を行っているすべての企業、経済団体等で、外国において知的財産権(産業財産権を取得していないものを含む。)を有し、かつ、当該外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない、又はそのおそれがある者は、政府が2国間協議等を行うべきか否かを判断するために必要で、かつ、合理的に収集し得る範囲の証拠をもって、政府に調査をするよう申立を行うことができる。

申立先は経済産業省に設置された「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」とする。

(2) 調査受付

政府は、45日以内に、当該申立に基づく調査実施の可否について決定するとともに、当該可否及びその理由について、文書で申立を行った者(以下、「申立者」という。)に通知する。政府は、45日以内に調査実施の可否について回答を行うことができない場合には、その理由及び回答の時期の見通しを文書で申立者に回答するものとする。

(3) 調査実施、結果回答

政府は、原則として6ヶ月以内に当該調査の結果を文書で申立者に回答するものとする。ただし、慎重な判断を要する場合等の合理的理由があるときは、この限りではない。政府は、6ヶ月以内に回答を行うことができない場合には、その理由及び回答の時期の見通しを文書で申立者に回答するものとする。

２．調査結果に基づく措置

（１）二国間協議

外務省、経済産業省、権利所管省庁（文部科学省、農林水産省、経済産業省）その他関係省庁は、調査申立に基づく調査において、侵害発生国・地域の政府の対応に問題があると判断された場合には、緊密な情報交換の下、連携して、二国間協議等により問題の改善を、相手国・地域政府に要請するものとする。

（２）国際約束に基づく解決

外務省、経済産業省、権利所管省庁その他関係省庁は、調査申立に基づく調査において、侵害発生国・地域の法制度等に国際約束上の問題があると認められる場合には、申立者と連携を図りつつ、必要に応じ、WTO等の国際約束上の紛争処理手続を利用するなど問題解決のために適当な措置を取る。

３．報告書の作成

政府は、当該調査申立に基づく調査に関する報告書を作成するものとする。

．定期的調査

外務省、経済産業省、権利所管省庁その他関係省庁は、侵害発生が多い等必要と認められる国・地域における模倣品・海賊版による被害の実態、当該国・地域における法制度上の問題の有無、エンフォースメントの実効性その他知的財産権の保護に係る状況等を、定期的又は必要に応じ調査し、公表する。

．その他

１．情報の取扱い

申立に基づく調査に関する情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令に基づき、適切に取り扱うものとする。

２．手続きの詳細

申立に関する手続きの詳細は、模倣品・海賊版関係省庁連絡会幹事会において別途定める。

．導入の時期

外務省、経済産業省その他関係省庁は、平成 17 年 3 月中を目途に、調査制度の実施に必要な体制を整備し、同年 4 月 1 日から実施する。